

（景観形成市民団体の要件及び認定）

**第19条** 条例第38条第2項に規定する景観形成市民団体の認定の要件は、次のいずれにも該当することとする。ただし、同項に規定するその団体を支援しようとするNPOの認定の要件については、第6号の規定は、適用しない。

- （1） 団体の活動が岸和田市における景観の形成に資するものであり、自主的かつ継続的なまちづくり活動であると認められること。
- （2） 団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
- （3） 団体の規約、会則等が定められていること。
- （4） 団体の活動が営利を目的としないものであること。
- （5） 団体の活動に充てる経費が会費その他構成員が負担する費用により賄われていること。
- （6） 10名以上の市民で構成されている団体であること。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、景観形成市民団体の認定に際し、必要な要件を付することがある。

3 景観形成市民団体の認定を受けようとするものは、景観形成市民団体認定申請書（様式第8号）に市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（景観形成市民団体の認定の取消し）

**第20条** 市長は、景観形成市民団体が前条第1項各号の要件及び同条第2項の規定により付する要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。